2　指定医療機関である薬局の薬剤師は、調剤を行うに当たり、患者の服薬状況及び薬剤服用歴につき、薬剤情報等を活用する方法により確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合については、この限りではない。

○厚生労働省告示第八十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第六十八条の七第三項の規定に基づき、厚生労働大臣の指定する指定再生医療等製品（平成二十六年厚生労働省告示第三百十八号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年三月六日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六十八条の七第三項に規定する指定再生医療等製品は、再生医療等製品のうち、次に掲げるものとする。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六十八条の七第三項に規定する指定再生医療等製品は、再生医療等製品のうち、次に掲げるものとする。
一～九　（略）	一～九　（略）
十　ヒト（同種）iPS細胞由来心筋細胞シート	（新設）
十一　ラグネプロセル	（新設）

その他告示

○総務省告示第六十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の三第一項の規定により、木曽広域連合の規約の変更を許可したので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月六日

総務大臣　林　芳正

一　許可年月日

令和八年二月十九日

二　施行年月日

令和八年四月一日

三　主な変更内容

第二条に記載される広域連合を組織する地方公共団体を変更する。

○文部科学省告示第三十八号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十二条の三の三の規定に基づき、同条に規定する文部科学大臣が定める家屋であって、令和八年一月一日現在のものとして、平成二十六年文部科学省告示第五十号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を定める件）別表二に定めるものに追加して次に掲げる家屋を定めたので、告示する。

令和八年三月六日

文部科学大臣　松本　洋平

別表に掲げる家屋

別表　最上川の流通・往来及び左沢町場の景観

種別	員数	所在地
主屋	一棟	山形県西村山郡大江町大字左沢字原町二一八
店蔵	一棟	同　大字左沢字原町二一八

○文部科学省告示第三十九号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十二条の三の三の規定に基づき、平成十九年文部科学省告示第三十六号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行し、改正後の規定は令和八年一月一日から適用する。

令和八年三月六日

文部科学大臣　松本　洋平

別表一中「物置　二棟　字沖要害九三　」を「物置　一棟　字沖要害九三　」に改める。

○文部科学省告示第四十号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十二条の三の三の規定に基づき、平成二十三年文部科学省告示第三十七号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行し、改正後の規定は令和八年一月一日から適用する。

令和八年三月六日

文部科学大臣　松本　洋平

別表六中「土蔵　一棟　大字鶴河内一六〇番一　」を削る。

○文化庁告示第三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第三十二条の三第一項の規定により、重要文化財旧台徳院霊廟勅額門、丁子門及び御成門（昭和五年文部省告示第百六十一号、昭和二十四年文部省告示第百八十一号及び昭和三十八年文化財保護委員会告示第五号）を管理すべき法人としての財団法人高輪美術館の指定を解除し、同法第三十二条の二第一項の規定により、同重要文化財を管理すべき法人として株式会社西武不動産を指定したので、同法第三十二条の三第二項において準用する同法第三十二条の二第三項の規定及び同法第三十二条の二第三項の規定に基づき告示する。

令和八年三月六日

文化庁長官　都倉　俊一

○国土交通省告示第三百四十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月六日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

片山沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県鹿沼市引田

字岩花	一七五三番一　一号
	地先無番地
	一七五四番一　二号
	地先無番地
	二八三八番　三号、四号及び十三号から十六号まで
	一七五四番一　十七号
	一七五四番二　十八号及び十九号
	一七五三番一　二十号
字桧ケ久保	二八三七番　五号及び十号から十二号まで
	二八三三番一　九号
字大沢口	二八二八番　六号から八号まで

○国土交通省告示第三百四十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月六日

国土交通大臣　金子　恭之